

2022年7月8日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社ベクトル
代表取締役 西江 肇司

当会社を吸収合併存続会社、株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー（本店所在地：東京都港区赤坂四丁目15番1号。以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続（以下「本件合併」といいます。）に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年7月8日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第784条の2に基づき、吸収合併消滅会社に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

当会社が消滅会社の特別支配会社であることから、当該手続はありません。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

消滅会社は新株予約権の発行をしていなかったため、当該手続はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

会社法第789条第2項に基づき、2022年5月30日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ同条第3項に基づき、会社法第939条第1項第3号に掲げる公告方法にて2022年5月30日から債権者に対する公告を行いましたが、会社法第789条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収合併存続会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第796条第2項に該当することから、当該手続はありません。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第796条第2項に該当することから、当該手続はありません。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 5 月 30 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ同条第 3 項に基づき、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる公告方法にて 2022 年 5 月 30 日から債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件合併の効力発生日である 2022 年 7 月 8 日付で資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおり。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

2022 年 7 月 21 日 (を予定しています。)

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上

別紙：吸収合併消滅会社の事前開示書面

2022年5月30日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社ベクトル
代表取締役 西江 肇司

当会社を吸収合併存続会社、株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー(本店所在地:東京都港区赤坂四丁目15番1号。以下「消滅会社」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続に関する、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり。

2. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対しその株式に代えて交付する金銭等に関する事項及び当該金銭等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相当性に関する事項

消滅会社は当会社の完全子会社であるため、本合併に際して、消滅会社に対して当会社の株式その他の資産の割当ては行いません。

3. 吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の新株予約権者に対しその新株予約権に代えて交付する新株予約権等に関する事項及び当該新株予約権等の割当てに関する事項についての吸収合併契約の定め の 相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度(2021年3月1日から2022年2月28日まで)に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日(2022年2月28日)後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日(2022年7月8日予定)以後における吸収合併存続会社の債務

(異議を述べることができる吸収合併存続会社の債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の当会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

また、当会社の今般の収益状況等に鑑みて、当会社の負担する債務については、本吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

8. 本書面の備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

(別紙)

別紙 1: 吸収合併契約

別紙 2: 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等



合併契約書

株式会社ベクトル(以下「甲」という。)及び株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー(以下「乙」という。)は、合併に関し、以下のとおり合意したので、末尾記載の日付で、本合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 合併の方法

本契約に定める諸条件に基づき、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。本契約に基づく合併を以下「本件合併」という。

第2条 合併当事者

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- 甲 : 株式会社ベクトル
東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号
- 乙 : 株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー
東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号

第3条 合併対価の交付及び割当て

甲は、乙の全株式を所有していることから、本件合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)の交付を行わない。

第4条 資本金及び準備金

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条 効力発生日

本件合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年7月8日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 財産及び権利義務の引継ぎ

乙は、2022年2月28日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条 合併条件の変更及び合併契約の解除

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 本契約の効力

本契約は、甲及び乙の法令上必要となる合併承認にかかる機関決定又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条 契約内容の変更

本契約の内容は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

第11条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する甲乙間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、甲乙間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

第12条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第13条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約成立の証として、本書 1 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2022 年 5 月 20 日

甲： 東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号
株式会社ベクトル
代表取締役 西江 肇司



乙： 東京都港区赤坂四丁目 15 番 1 号
株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー
代表取締役 重田 秀豪





計算書類

(第2期)

自 2021年3月 1日

至 2022年2月 28日

株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー

東京都港区赤坂 4-15-1

赤坂ガーデンシティ 18F

貸借対照表
(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,862	流動負債	821
現金及び預金	41,357	未払費用	31
受取手形及び売掛金	440	未払法人税等	279
未収法人税等	4,065	未払消費税等	467
		預り金	42
固定資産	6,527	負債合計	821
投資その他の資産	6,527	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,527	株主資本	51,568
		資本金	15,000
		資本剰余金	15,000
		その他利益剰余金	21,568
		繰越利益剰余金	21,568
		純資産合計	51,568
資産合計	52,389	負債純資産合計	52,389

損益計算書

〔 2021年3月1日から
2022年2月28日まで 〕

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		25,907
売上総利益		25,907
販売費及び一般管理費		3,309
営業利益		22,597
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
経常利益		22,598
税引前当期純利益		22,598
法人税、住民税及び事業税	517	
法人税等調整額	133	650
当期純利益		21,947

株主資本変動計算書

自 2021年 3月 1日
至 2022年 2月28日

	株主資本											評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	評価・換算差額等				
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金	本 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			益 金 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年3月1日残高	15	15	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	
事業年度中の 変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他資本剰余金から資本 準備金への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
欠損補填	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己新株予約権 の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	-	21	21	-	21	-	-	-	-	21	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	21	21	-	21	-	-	-	-	21	
2022年2月28日残高	15	15	-	15	-	21	21	-	51	-	-	-	-	51	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 600 株

第 2 期

計算書類の附属明細書

(会社法第 435 条第 2 項に基づく明細書)

自 2021 年 3 月 1 日

至 2022 年 2 月 28 日

株式会社ベクトルインベストメントアドバイザー

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
無形 固定資産	投資有価証券	6,507	-	-	-	6,507	-
	その他	152	19	152	-	19	-
	計	6,660	19	152	-	6,527	500

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	2,700	
法 定 福 利 費	472	
支 払 手 数 料	125	
租 税 公 課	11	
計	3,309	